

政令第 号

計量法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、計量法（平成四年法律第五十一号）第百五十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

計量法関係手数料令（平成五年政令第三百四十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項ただし書及び第二項ただし書中「九百七十円」を「四百二十円」に改める。

別表第二第八号ハ中「百九十円」を「百八十円」に、「二百二十円」を「二百円」に、「三百十円」を

「二百九十円」に、「三百四十円」を「三百二十円」に、「九百二十円」を「八百六十円」に、「九百五十

円」を「八百九十円」に改める。

別表第四第五号ニ中「四十五万八千三百円」を「五十二万三千六百円」に、「三十二万八千円」を「三十一万五百円」に改め、同表第九号及び第十号イ中「四十三万円」を「百七十二万円」に改め、同号ロ中「三十七万七千七百円」を「百四十八万六千七百円」に改め、同表第十一号中「四十三万円」を「百七十二万円」に改める。

附 則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

理 由

電気計器に係る検定、変成器付電気計器検査及び型式承認並びにガスメーターに係る検定及び型式承認に要する実費を勘案して、これらの検定、変成器付電気計器検査及び型式承認に係る手数料の額を改定する必要があるからである。